

## 新しい「権利擁護たかつき」へ！

### テーマは『地域の後見ニーズと権利擁護たかつきの新たな協働』 後見受任体制の充実を図ってまいります。

桜の季節とともに、新しい年度が始まりました。

多くの方がさまざまな場所で新たな出発の“とき”を迎えておられることと存じます。

私ども権利擁護たかつきも、今年度で10周年の大きな節目を迎えます。

これも偏に法人後見活動を支えていただく皆さまのご協力の賜物と、職員一同心よりお礼申し上げます。



10年目を迎えるにあたり、昨年度は当法人にとって後見活動の形を見つめ直す一年となりました。

成年後見活動に限ったことではありませんが、一つのことを長く続けていると、

経験の積み重ねによる「実績」と「応用力」「対応力」が培われるとともに、

組織の成長を阻害する「慣れ」や「甘え」などのマイナス要素が同時に発生することを承知しておかねばなりません。

特に『他人の権利を守る』活動に取り組む当法人にとって、

そのようなマイナス要素が組織内に蔓延することは、日々の活動に大きく悪影響をもたらします。

「負の意識」「慢性の意識」に犯されてはいないか。

10周年を機に、職員一人ひとりが自省を込めて、この問いに向き合わねばならないと思っております。

また、これからの10年を考えるにあたって、権利擁護たかつき設立時の理念と現在とを照らし合わせたとき、

今なお多くの専門機関や保護者の皆さまから、当法人への後見受任の希望が寄せられていることに対して、

法人本来の活動や対応が十分にできていたのだろうか、という疑問にも辿り着きました。

自省と疑問を意識改革につなげ、

今、私たちは、

“支え、支えられている”地域での地道な後見活動の重要性、

「後見ニーズに向き合い、権利擁護たかつきを希望される方々の後見受任ができる体制作りを

最優先に取り組むことが、今一番求められているのではないか」との答えを見出し、

『地域の後見ニーズと権利擁護たかつきの新たな協働』をテーマに掲げて

皆さまのお声やご要望に、今まで以上にこたえられるような組織への再構築、

そして、これからはますます増大する成年後見需要への支援活動を、

皆さまと協働できる仕組みに作り上げることに全力で取り組んでいくことを決意いたしました。

今年度の主な取り組みは次ページのとおりです。



# 生きる Team 皆さまからの声にお応えするための今年度からの取り組み

## 【1. 新規受任の推進】

権利擁護たかつきでは、設立当初から多くの利用者の後見を受任してまいりましたが、その間、法人の適性規模や相談支援事業とのバランスを考慮する必要性から、受任件数の調整も図ってまいりました。このことによって、当法人に後見受任を依頼される方々のご希望に沿えない事案があったことも事実です。この反省から、今年度より当法人での後見を望まれる一人でも多くの方のご希望にお応えできるよう、後見受任を積極的に促進する体制を再構築いたします。法人規模の関係で一定の定員枠はありますが、順次、後見受任を進めて参りますので、ぜひ一度お声掛けください。なお、受任には事務局の受任検討会議の決定を経る必要があります。予めご了承ください。

## 【2. 申立支援の終了】

後見申立の『手続き方法が分からない』『どう進めていいのかわからない』等、手続上のご相談に対して、従来は書類作成や裁判所への同行等の無償サービスを行ってまいりましたが、昨年度でこの支援を終了させていただきました。支援終了の背景には、今年度から法人による後見受任を促進し、後見支援を行う本来の体制に軌道修正したことが挙げられますが、実際には、申立支援が年間相当数にのぼり、法人本来の後見支援業務に支障をきたす事態に陥っていたことも大きな要因となりました。成年後見制度、困難事例、権利擁護たかつきによる後見受任依頼に関するご相談等は、今後も従来どおりお受けし、適切な対応をご一緒に考えてまいりますが、家庭裁判所への申立手続に関しましては、手続代行機関をご紹介します。安心して手続が行えるようにお繋ぎいたします。

## 【3. サポーターの拡充】

サポーターは、権利擁護たかつきの後見支援の中核を担う支援員の方々です。毎月一回利用者のお住まいを訪問し、生活の様子を伺いながらご意思を確認する活動をお願いしており、現在多くの方々にサポーターとしてのご参加をいただいております。高齢化社会が進行する中で、成年後見はますます重要度が増し、支援要請が増大することが予測されます。今後、権利擁護たかつきが法人による後見受任を促進していく上でも、サポーターの拡充は不可欠です。成年後見に関わるサポーターを広く募集し、後見制度への関心と知識を持つメンバーの輪を広げていくことが、暮らしやすい社会を実現する一助になると、我々は信じています。サポーターは、高齢福祉、障がい福祉の現場で一定の経験がある方が対象となりますが、今年度から、積極的に参加者を募集してまいります。

## 【4. 後見利用者支援基金の創設と寄附金の限定活用】

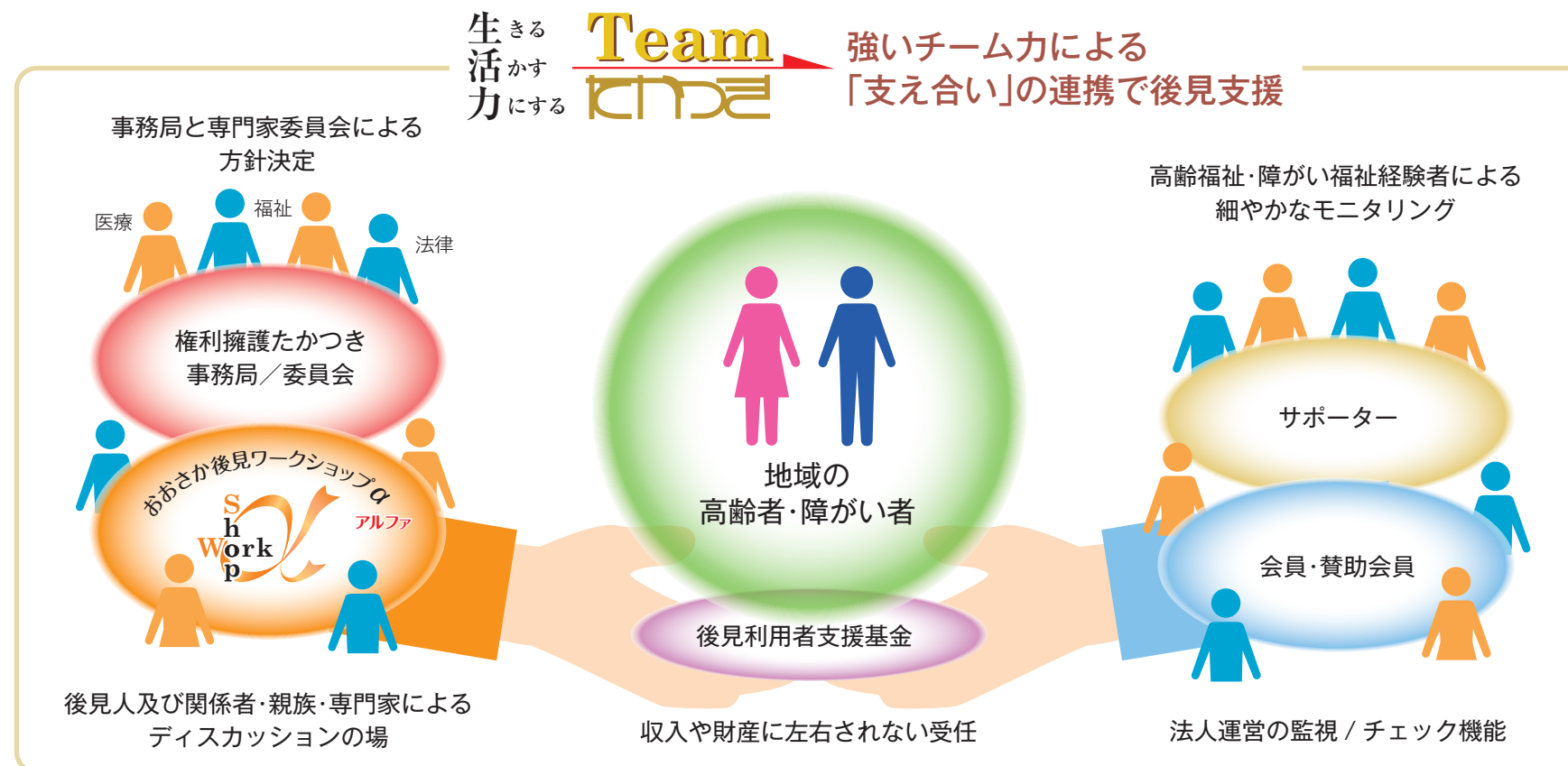
法人事業収入の柱である後見報酬は、利用者ご本人の財産によって家庭裁判所が報酬額を決定します。財産が少額の場合は、後見報酬も少額となることから、このことが法人の運営に影響を及ぼす要因と成り得ます。また、法人後見のご希望があるものの、財産が少額のため、利用を躊躇される方もおられます。こうした問題を解決するために、権利擁護たかつきは、今年度、後見報酬を支援する『後見利用者支援基金』を創設いたしました。法人の活動にご賛同いただける方々からの寄附金を『後見利用者支援基金』への積み立てに活用し、同時に法人事業収入の余剰金も基金へ積み立てます。基金の用途を後見報酬の支援に限定することで、「ご本人の財産に関係なく」より多くの方が法人後見を利用しやすくなります。今年度の取り組みとして、ご寄付による支援が、安定した後見受任につながることを丁寧にご説明してまいります。皆さまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 委員会新メンバー



綾部 貴子  
梅花女子大学  
看護保健学部  
准教授

教育機関で社会福祉の内容を教える仕事に携わっています。これまで、施設や在宅での介護、成年後見に関わる仕事をしてきました。委員会を通じて、様々な気づきや支援の切り口等を学ばせていただきたいと思います。また利用者ご本人の心身の状態やニーズ、本人を取り巻く環境、本人に必要な社会資源等様々な分野の皆さんと一緒に考えていけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。



## 事務局支援員新メンバー



杉浦 隆ノ祐

今年の4月から一員に加わりました。現在、精神保健福祉士の取得に向けて勉強を続けています。経験が少ないので、先輩スタッフからたくさんの学びを得ながら、精進したいと思います。寄り添うこと、明るくコミュニケーションを図ることをモットーに支援活動ができればと考えております。至らぬ点もあるかと思いますが、皆さん、どうかご指導の程、よろしくお願いいたします。

# 「権利擁護たかつき」サポーター大募集!!

## 月に一日、後見活動をお手伝いいただけませんか？

権利擁護たかつきでは、法人後見の受任を促進するために、高齢福祉・障がい福祉を経験された方を対象に、成年後見のサポーターを随時募集しています。毎月一回、利用者の住まいを訪問して、ご本人の様子や意思確認、支援者の意見等をお聞きし、後見人の立場から利用者の生活を最前線で把握していただきます。もちろん、判断が難しい場合は法人委員会の場で協議します。後見人の視点で相手と接することで、今まで気付かなかった新しい発見に出会い、普段のお仕事にも、きっと役立つ経験になります。

- 〈応募基準〉 高齢福祉、障がい福祉での一定の現場経験を有する方
- 〈活動回数〉 利用者一人につき毎月一回（利用者の体調や様子、緊急時対応によって増減あり）
- 〈活動形態〉 直行直帰を原則とし、面談の内容はメールで報告いただきます
- 〈委託費用〉 交通費の実費と委託費をお支払いします

詳しくは、事務局までお問い合わせください。

## 後見利用者支援基金への協力をお願い

権利擁護たかつきでは、一人でも多くの方へ法人後見支援の手が届くよう、後見報酬を支援する目的で今年度から『後見利用者支援基金』の運用を開始いたしました。

この基金は、法人事業収入の余剰金と皆さまからの寄附金を積み立てて運用してまいります。

これまで当法人は、公式の形で表立った寄附金のお願いは行っておりませんでした。

法人による成年後見受任が、個人財産の多少で制限される事態を一件でも少なくするため、

基金を安定して運用していくために、広く皆さまにご寄附のご協力をお願いする次第でございます。

当法人事務局にお申し出いただければ幸いです。

どうか本件の趣旨にご賛同いただき、何卒あたたかいご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 編集後記

4月に入っても寒い日や雨の日が続き、

新しい年度の始まりを実感しにくいスタートとなりました。

それでも私どもの元には、3月に入った頃から、転職される方、現場を離れる方、新たにスタートを切ろうとされている方々からたくさんのご連絡をいただきます。特に福祉に携わって来られた方と面接等でお話をする、福祉現場での苦悩や従事することの難しさを実感させられ、社会福祉が置かれている現状に危機感や焦りを抱き、思いにふけてしまうこともあります。

しかし、そんな中でも、利用者のみなさんの暮らしは日々続いていきます。

成年後見制度や私どもの活動を通じて、少しでも社会福祉の現場に活気ややり甲斐を見いだす環境作りができたなら……。壮大な妄想ではありますが、今年度も精一杯、元気いっぱい取り組んでいきたいと思っています。

みなさん、どうかご支援の程、よろしく願いいたします。

事務局長 増田和宏



編集・発行人  
NPO 法人

**権利擁護たかつき**

編集責任者：事務局長/社会福祉士 増田和宏

〒569-0803 大阪府高槻市高槻町12番26号 桂ビル3F

TEL:072-686-3400

FAX:072-686-4100

Email info@tktk-npo.or.jp

http://tktk-npo.or.jp/